

令和8年度
企業活力を活用した伊勢湾流域圏
海洋ごみ対策検討事業業務委託
仕様書

三重県

第1章 総則

1. 1 業務名

令和8年度企業活力を活用した伊勢湾流域圏海洋ごみ対策検討事業業務委託

1. 2 法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1. 3 公益確保の義務

受託者は、実務を行うにあたっては公益の安全、環境その他の公益を害することのないよう努めなければならない。

1. 4 関係官公庁等との調整

受託者は、関係官公庁等との調整にあたり、連携体制の構築に努めなければならない。

1. 5 疑義の解釈

この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と協議のうえ決定するものとする。

1. 6 実施責任者

受託者は、本業務を管理、総括する実施責任者を選任し、発注者に報告しなければならない。

1. 7 業務計画書

受託者は、契約締結後14日以内に以下の事項を記載した業務計画書を提出し、承諾を受けるものとする。また、業務計画書の提出後、速やかに業務に着手すること。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 工程表
- (4) 組織計画
- (5) 連絡体制
- (6) その他

第2章 業務の概要

2. 1 業務の目的

本県では、岐阜県、愛知県と共同して策定した「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画（令和6年3月）」に基づき、広域的な海洋ごみの発生抑制対策を推進しているところ、令和7年度事業「令和7年度伊勢湾流域圏海洋ごみ対策に係るヒアリング等及び実態調査業務委託」（以下「令和7年度調査」という。）では、伊勢湾流域圏の一斉清掃、河川敷の散乱ごみ調査、清掃活動に係るアンケート調査等を実施するとともに、伊勢湾の海洋ごみ対策の実施促進及び発生抑制対策について検討した。令和7年度調査における団体の海洋ごみ対策の取組に係るアンケート等の結果では、多くの事業者が自主的に清掃活動を実施している一方、人手不足や参加者の固定化が課題として挙げられていること、情報提供や連携機会の創出に対するニーズが一定程度存在することが確認された。

本業務は、令和7年度調査結果を踏まえつつ、全国の先進的な事例を調査したうえで、企業活力を活用したモデル事業を実施し、情報発信をすることで、多様な団体が連携した海洋ごみ対策の取組を促進させることを目的とする。

2. 2 業務の概要

本業務における業務の概要は、次のとおりとする。

(1) 計画・準備	1 式
(2) 打ち合わせ・協議	1 式
(3) 先進事例調査	1 式
(4) 海洋ごみ対策に係るイベントの開催	1 式
(5) 課題抽出・提案	1 式
(6) 報告書作成	1 式

2. 3 履行期間

契約の日から令和9年3月12日（金）まで

2. 4 納入場所

三重県環境生活部環境共生局 資源循環推進課

第3章 業務の内容

3. 1 計画・準備

受託者は、本業務の実施にあたり1. 7に基づく内容について報告するものとする。

3. 2 打ち合わせ・協議

受託者は、本業務の実施にあたり、定期的（計画・中間・完成）に発注者と打ち合わせを行う。また、打ち合わせ又は協議を行った場合は、記録を作成し、速やかに発注者に提出し、確認を受けるものとする。

3. 3 団体の海洋ごみ対策に係る活動の連携推進業務

受託者は、企業活力を活用した自走性、持続性のある取組や民間団体等多様な主体が連携した取組について先進的な事例を調査し、伊勢湾流域圏における海洋ごみ対策の取組に関して水平展開できる可能性を検討したうえで、企業と連携したモデル事業を実施すること。また、モデル事業における企業との協力体制や情報発信の広がりを検証することで、情報発信の強化、企業主体による海洋ごみ対策の促進、企業と地域との連携強化に向けた課題抽出を行うこと。

具体的な内容は、下記（1）から（3）までの事項を基本として、発注者と協議のうえ決定する。

（1）先進事例調査

- ・全国において企業活力を活用した自走性、持続性のある海洋ごみ対策に関する取組や、民間団体等の多様な主体が連携した環境保全に関する取組の先進的な事例（30事例程度）について調査し、その概要（実施主体、活動年数、頻度、規模、連携の状況等）を整理し、取組の効果、課題等について、自走性、持続性の観点から評価すること。
- ・調査した先進的な事例について、令和7年度調査結果をふまえ、伊勢湾流域圏における海洋ごみ対策の取組へ水平展開できる可能性を検討し、自走性、持続性のある具体的な取組例（5例程度）について提案を行うこと。

（2）モデル事業の実施

- ・企業活力を活用した主に若年層向けの環境学習、野外学習等の海洋ごみ対策のモデル的なイベントを実施すること。イベントについては、ワークショップ形式、環境学習、野外作業など形式は問わない。
- ・イベントは、（1）で提案した内容を取り入れ企画し、民間の清掃活動団体との連携や、他県への展開を見据えた内容とすること。
- ・イベントの延べ参加者の目標数を100名以上とすること（50名以上のイベントを2回実施する等、複数回開催することで達成することも可とする。）。
- ・イベントは、9月20日から11月30日までの間で開催すること。この時期での開催が困難な場合は、発注者と協議のうえ決定すること。

- ・イベントに関し、会場及び必要な人員（司会、受付等のスタッフ、責任者、講師等も含む。）、備品や機材等は全て受託者が手配するとともに、会場の設営及び運営を行うこと。
- ・イベント開催に係る関係機関との各種調整、申請、諸手続き等は、受託者が行うこと。
- ・本イベントを実施するにあたって効果的と思われる情報発信（イベント開催後の情報発信を含む。）について提案し、実施すること。なお、実施内容については、予め県と協議すること。

（3）事業検証・課題抽出

- ・（1）（2）の結果をふまえ、モデル事業における企業との協力体制や情報発信の広がりについて検証を行い、情報発信の強化、企業主体による海洋ごみ対策の促進、企業と地域との連携強化に向けた課題抽出を行うこと。
- ・課題抽出等をふまえ、伊勢湾流域圏における海洋ごみ対策に関する自走性のある取組が継続するための方法を提案すること。

3. 4 その他

- （1）事業提案を受け、事業の詳細について、追加仕様書を定める場合がある。
- （2）本業務に係るすべての費用は受託者が負担するものとする。
- （3）事業の実施にあたり必要な調整及び関係者への周知・案内は、発注者の指示・補助のもと、受託者が実施するものとする。
- （4）イベントの実施にあたり法令等により手続きを行う必要がある場合、必要書類の作成・提出又は県が作成する書類の作成補助を行うものとする。
- （5）事業の進捗状況について、発注者から報告の求めがあった際は、報告するものとする。また、三県及び名古屋市で構成する伊勢湾総合対策協議会・海洋ごみ対策検討会、三重県海岸漂着物対策協議会、伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦の交流会等において、事業の進捗状況について報告（発表）を求める場合がある。
- （6）本業務で発生したごみは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い処理すること。
- （7）受託者は、本事業で制作した著作物に係る、著作権、意匠権、商標権、その他日本の法令に基づき保護されている第三者の権利・利益、及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益について確認し、適切な処理を行うこと。

第4章 成果品等の提出

4. 1 成果品の提出期限

受託者は、以下の成果品を期限までに提出するものとする。

成果品名	部数	提出媒体	提出期限
中間報告書	1	電子	R8.12.25
最終報告書	1	紙	R9.3.12
	1	電子	
その他本業務により 生じた資料	1	紙	R9.3.12
	1	電子	

※紙については、A4版モノクロ両面（A3版の資料は折込むこと）を基本とするが、視認性を考慮する必要がある資料については、カラー印刷とすること。

電子については、Microsoft Word 及び PDF 形式、撮影データにあつては JPEG 形式、調査結果等整理したデータにあつては Microsoft Excel 形式にて提出すること。

4. 2 成果品の取り扱い

- ①成果品について、発注者が行政活動などにおいて使用することを、無期限で了承するものとする。
- ②成果品の受領後、発注者は受託者の了解を得ずに内容・表現を加工・編集・複製・公開・配布等することができるものとする。

第5章 特記事項等

- (1) 受託者は、貸与物品及び本業務における成果物については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積するなど、他の目的に使用してはならない。
- (2) 受託者は、貸与する各種資料及び物品の受領に際しては、受領書（様式任意）を提出し、作成した資料等の提出に際しては、納品書（様式任意）を提出すること。
- (3) 受託者は、貸与する各種資料及び物品の取扱いについては、紛失及び破損のないよう万全を期すこと。
- (4) 受託者は、貸与する各種資料及び物品については、本業務終了後、速やかに返納すること。
- (5) 受託者は、業務を処理するために個人情報収集するときは、事務の目的を明確にし、この業務目的を達成するために必要な範囲内で、適法且つ公正な手段で行うこと。
- (6) 受託者は、業務を処理するために個人情報収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得たうえで収集すること。
- (7) 受託者は、業務を処理するために知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならないこと。
- (8) 受託者は、業務を処理するために、知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (9) 受託者は、業務を処理するために、発注者から貸与された個人情報が記載された資料等を複写及び複製してはならないこと。
- (10) 受託者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報等を、他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知すること。
- (11) 発注者は、必要があると認めるときは、受託者が業務執行にあたり、個人情報の保護のために講じた措置に関し報告を求め、又は指示することができる。
- (12) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。
- (13) 発注者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、この契約を解除することができるものとする。
- (14) 受託者が本業務の履行にあたって暴排要綱第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。

- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ウ 発注者に報告すること。
- エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。

(15) 受託者が(14)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

(16) 本契約により発生した著作物の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利)及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって、三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。